

一般質問通告書

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 29 年 8 月 22 日

議席番号 12 番

東村山市議会議長 様

質問者 佐藤 まさたか /

番号	質問の項目と要旨
1	新たな「都市計画マスタープラン」策定に向けて
	<p>現在の都市計画マスタープランは 2000 年から 2020 年までの 20 年間について定めたものであり、2021 年からの新たなプラン策定は、新たな基本構想・総合計画策定と共に、次年度から最優先で取り組むべき施策の一つとなることと思う。</p> <p>そこで、現プランの策定経過、目標年次の 2020 年を前にした進捗状況等を確認しつつ、次期プランの策定について、現段階での考えを伺いたい。</p> <p>1. 現在のマスタープラン（2000～2020 年）について</p> <p>1) 巻頭言、はじめに、に込められた理念、当時の思いを伺う。</p> <p>2) 策定の背景、役割、位置づけについて概括的に伺う。</p> <p>3) 目標年次を 20 年後とした理由と、その評価について伺う。</p> <p>4) 策定段階において、当時の東村山市政にあってはかなり積極的な市民参加手法がとられたように見受けられる。主な内容、経過、評価等について伺う。</p> <p>5) まちづくり上の課題を 8 項目に類型・整理し、「東村山のまちづくりの方針」としている。以下の点についての現在までの概括的な評価と、課題についての所見を伺う。</p> <p>① 土地利用</p> <p>② 道路交通網整備 ※都市計画道路の見直し</p> <p>③ 環境まちづくり</p> <p>④ 住宅住環境形成まちづくり</p> <p>⑤ 防災まちづくり</p> <p>⑥ 健康福祉まちづくり</p> <p>⑦ 歴史文化創出まちづくり</p> <p>⑧ 市街地活性化まちづくり</p>

1	<p>6) 「地域別のまちづくり方針」について、6 つの地域別に現段階での評価（主だった成果・課題）を伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本町・栄町地域 ② 久米川・恩多地域 ③ 秋津・青葉地域 ④ 萩山地域 ⑤ 富士見・美住地域 ⑥ 廻田・多摩湖・諏訪・野口地域 <p>7) プラン実現へ向けた「まちづくり推進にあたっての4つの基本的考え方」について、これまでの経過と評価を伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 適切な役割分担 ② 適切なまちづくりの手法 ③ まちづくり推進スケジュールの明確化と進行管理 ④ まちづくり推進体制の整備 ⑤ これらのうち、以下についてもう少し詳しく伺う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり教育・学習体制の整備 ・ 情報メディアの活用 ・ 民間まちづくり組織の育成と行政との連携 <p>2. 次期プラン策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) どのようなスケジュールで策定を進めていく考えか、伺う。 2) その際、重視すべきと考えている点はなにか、伺う。 3) 第5次総合計画の策定作業と一体のものとして進めるべきと考えるが、見解を伺う。
2	<p>所沢市「ところバス」の多摩湖町乗入れへと、中長期的な対策について</p> <p>6月議会における答弁や、その後に明らかになった状況、進捗を踏まえ、以下伺う。</p> <p>1. 経過について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 本年6月議会での石橋光明議員への答弁で、本件運行は、「行政内部としては昨年の6月ぐらいから～検討を始めまして、その後、所沢のほうに乗り入れが可能かどうかという打診をした」とされたが、正確なところを確認したい。いつ、どこから出た発想であったのか。また、市長にはいつ、どのような場を通じて伝えていたのか伺う。

2

- 2) 昨年8月の地域組織との協議において、「所沢市から、そのルートでは所沢市としてはメリットが見いだせない。東村山駅まで延伸してはどうかと話をいただいた」と市は説明しているが、この点についてはその後どう推移したのか伺う。
- 3) 同じ会議において、地域組織の方から「公共交通会議にかけないのか」と問われたことに対して「まずは所沢市の会議で方向性が出て、見通しがついた段階で、東村山市の会議で議論することになる」と市は答えているが、順番が違わないか。また「所沢に相談する前に地域の皆さんに相談するべきだったが、順序が違って申し訳ない」とも述べている。こうした経過をどう考えるか。
- 4) また、「内部資料としてコミュニティタクシーの見積りをお願いしているところ」とも市は述べているが、この件についてはどうなったのか。

2. ガイドラインとの整合について

- 1) 現行のガイドラインには合致しない、としながらも、「ガイドラインに照らし合わせたルールづくり」「基本的な乗車率の問題とかは準拠せざるを得ない」「全市民的に理解が得られるための乗車率 40%という考え方～は、今後も準拠する」等とされ、文書質問に対する8月7日付けの回答においては「収支率 40%に代わる算定方法を現在検討」とあるが、その後どう検討されたのか。
- 2) 8月の公共交通会議での説明を聞く範囲では、収支率の算出自体が困難であり、どれだけ乗るか否かに関係なく一定の負担金を5年間は支払う、ということなのではないのか。考え方を伺う。
- 3) 実証運行について伺う。本年6月議会で「所沢市としても～前向きに取り組んでいきたいというお話を伺って」いる、とされたが、その根拠を伺う。また、期間について「1年ですとか、そうした単位でできないものか、所沢市と今後協議していく」とされたが、協議の結果を伺う。実質的には当市が言うところの実証実験は不可能なのではないか。

3. 判断へ向けて

- 1) 議会答弁では「両自治体と両市の、特にエリアの住民の合意が必要」とされ、文書質問への回答では「需要調査の分析結果を基に」とされたが、今般行われた多摩湖町住民へのアンケート結果をどう受け止めているのか伺う。

<p>2</p>	<p>2) 当路線を現に利用されている所沢市民の意向は確認されたか。所沢市議会 6 月議会で本件を取り上げた質問者は「ちょっと右側に 7、8 分くらい寄り道をするだけで、東村山市から費用の負担をいただき、さらには都県境を越えた住民福祉の共有、所沢駅にも行ってもらえる。いいことづくめでデメリットが全くない」とし、これに対して前向きで具体的な答弁がされている。本市として費用負担の妥当性をどう判断しようとしているのか。</p> <p>3) 議会においても公共交通会議においても、この地域へのバス路線導入は道路幅員の問題から不可能であり、他の方法を検討せざるを得ない旨の説明が重ねられてきたと理解しているが、本件を判断するためには、本来的な住民ニーズとコストの両面から他の方法と比較検討する作業が不可欠ではないかと考える。見解を伺う。</p> <p>4) 6 月議会で「実施に向けた財源措置等があることから、最終的な意思決定は市であると認識している」とされた。実際に走行するまでに想定しているプロセスを改めて伺う。</p> <p>4. 中長期的な対策について</p> <p>1) 本路線の実現によって得られることがあると思うが、交通不便地域の解消、交通弱者への手当という面では及第点とはなり得ないのではないかと。丘陵地や、残る市内の交通不便地域に在住の高齢者や障がい者への対応を考えると、福祉的視点での公共交通施策を別途検討する必要があると思われるが、どのような場で議論し、進めていくのか。</p> <p>2) 鉄道駅や核となる機関を結ぶバス路線を、鉄道連続立体、都市計画道路完成等を見据えて描き直す作業も不可欠となると思う。バスベイ設置も含めて、新たな民間バス路線の開設、コミバス路線の再編等、現段階ではどう想定しているか。</p>
<p>3</p>	<p>個人情報保護法改正に伴う市民生活への影響について</p>
	<p>本年5月30日に改正個人情報保護法が全面施行された。このことに伴い、市民生活への新たな影響と対策が求められることとなったが、本市の対応、取り組みについて以下伺う。</p> <p>1. 法改正の趣旨と、市民生活に直接的な影響を及ぼす可能性のある点は何か、伺う。</p> <p>2. 市民への周知はどのように進められているのか。特に、個人情報の取扱いについて「自治会で注意すべきこと」が市ホームページに掲載されたが、必要な情報は当事者に確実に伝わっているか。本件は、「トップページ」⇒「くらしの情報」⇒「市民活動・市民協働」⇒「自治会」⇒「個人情報保護制度」と辿って初めて掘り当ることができるが、情報を届けるべき対象者を考えると、他の自治体のように紙ベースでの周知や、自治会に限定せずに発信することが必要と考えるが、いかがか。</p>